

**令和 7 年度 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)
公募要領**

令和 7 年 6 月 9 日
一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業））の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業者に対して補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読のうえ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業））交付規程（令和 7 年 5 月 26 日環補デ第 7-008 号）（以下「交付規程」という。）に従って手続きを行っていただくようお願いいたします。

補助事業に応募される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。
なお、機構は、必要に応じて交付規程 8 条十二項※に従い、取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※交付規程 8 条十二項
補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該情報を提供しなければならない。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施することがあります。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することで二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。
また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業者

低炭素型ディーゼルトラックの補助金を受けることができるのは、以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

大型車：車両総重量（GVW）12 t 超
中型車：車両総重量（GVW）7.5 t 超 12t 以下
小型車：車両総重量（GVW）3.5 t 超 7.5t 以下

- ① 車両総重量 3.5 トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下の基準を満たす車両を導入すること
 - ・ 2025 年度燃費基準を達成していること（ただし、ハイブリッドトラックは除く）
- ② 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）までに新車新規登録された車両であること（割賦等所有権の留保は認められません）
- ③ ①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれの要件も満たすこと
 - ア 平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日）以前に初度登録された事業用トラックを対象とする。（ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック、LPGトラックを除く）
 - イ 令和 7 年 4 月 1 日（月）から、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに廃車するもの
 - ウ 廃車するまでの過去 1 年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - エ 廃車日の 6 ヶ月前の期日における自動車検査証が有効（有効期間内）であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行（第 9 項の審査基準作成委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行）を行ったもの

オ 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

カ 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの

※以下の場合には所有者名が同一とみなすことができる。

- a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
- b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名（リース導入の場合は使用者名）が同一の運送事業者の場合

*1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。（永久抹消）

「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画の「引取工程」欄に㊦が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。

- c. 廃車する車両の使用者が運送事業の吸収合併等により変更となった際、事業の継承が判明する場合

4. 補助額等

補助額は低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費のうち機構が承認した経費と、機構が定めた基準額のうち低い額とする。

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
低炭素型ディーゼルトラック ^{注1} 普及加速化事業	低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費	導入対象車両と同規模のディーゼルトラックであって、2015年度燃費基準の100分の100以上105未満に該当する車両（以下「標準的燃費水準の車両」という）の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/3。 ただし、低炭素型ディーゼルトラックの導入に伴い2015年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックの廃車を併せて行う場合は標準的燃費水準の車両の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/2。

注1）「低炭素型ディーゼルトラック」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車であって、その燃費が2025年度燃費基準を達成しているもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

◇申請の際には、販売店が発行する「2025年度燃費基準達成証明書」の添付が必要となります。

<参考：ディーゼルトラックの基準額>

補助事業	区分	車両総重量	2025 年度 燃費基準	基準額（万円）	
				廃車有	廃車無
低炭素型 ディーゼル トラック	大型	12t 超	達成	75	50
	中型	7.5t 超～12t 以下		42	28
	小型	3.5t 超～7.5t 以下		15	10

※2025 年度燃費基準達成レベル 105 以上の車両には+5 万円加算する。

その際には、販売店が発行する「2025 年度燃費基準達成証明書」の「2025 年度燃費基準達成レベル 105 以上であることを証する」欄にチェックが入っていることが必要です。

5. 予算額

約 28 億円

6. 申請者

補助金を申請できるのは、補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特にリースの場合には注意してください。なお、買取の場合は、所有者と使用者は同一事業者であることが申請要件となります。

7. 申請受付

(1) 受付期間など

受付期間、1 事業者当りの申請台数、予算額及び申請に係る留意事項については以下のとおりです。

受付期間	1 事業者 当り の台数	予算額	留意事項
令和 7 年 6 月 9 日（月） ～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）	4 台	約 28 億円	・申請に係る審査は、申し込み順に行います。 ・予算額の残額が 2 割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和 8 年 1 月 30 日までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者や申請台数の少ない事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定します。 ・受付状況は、機構のホームページで公表いたします。

(2) 申請の方法

申請の方法は、申し込み順（郵便（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便（当日受付印有効）、持参（土日、祝祭日を除く、午後 5 時まで）、j-Grants

(補助金申請システム) および識別番号付き電子メール(当日メール到着分まで))とします。
※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書(信書)を取扱うことができません。ご注意ください。

※ j - G r a n t s (デジタル庁の運営する補助金電子申請システム)については、下記 URL を参照し、補助金一覧から「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の補助金」を選択して申請ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※識別番号付き電子メール申請の場合、事前に識別番号発行依頼により発行された識別番号の記載が必要です。

8. 申請書類等

以下の申請書類の正本 1 部を申請先である機構へ提出してください。

その際、補助事業者は申請書類の写しを保管しておいてください。

複数台の申請がある場合も、1 申請書につき 1 台で提出ください。

鉛筆や消えるペンでの記入、修正液での修正、申請書の金額が訂正してあるものは受け付けません。

j - G r a n t s 申請の場合は、申請書類を P D F 化して(データシートは EXCEL のまま)、アップロードしてください。

尚、j - G r a n t s 申請の場合、G ビジネス ID の取得 (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) が事前に必要となり、ID 取得には 2~3 週間を要するのでご注意ください。

識別番号付き電子メール申請の場合、事前に機構より付与された識別番号を様式第 1 に記載のうえ、申請書類を P D F 化(データシートは EXCEL のまま、各々ファイル名の先頭に識別番号を記載のこと)して事前登録したメールアドレスから「denshi@levo.or.jp」宛送付ください。

(事前登録したアドレス以外からの申請は受付できませんので、ご注意ください。)

必要な書類

- (1) 提出資料総括表
- (2) 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第 1)、様式第 1 の 2 及び別紙 2 エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書
- (3) 様式第 1 の 3 及び様式第 1 の 4 (抵当権の設定がある場合に限る。)
- (4) 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)
- (5) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)
- (6) 補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時及び移転登録後の自動車検査証記録事項の写し(コピー))
- (7) 販売店発行の「2025 年度燃費基準達成証明書」の写し(コピー)
- (8) 廃車した車両の証明書類(廃車を伴う場合に限る)
 - ア 登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)
 - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(引取工程に  が記載されているもの)を印刷したもの
- (9) 燃費改善及び CO₂ 排出削減量の算定書(廃車を伴う場合には、廃車車両の直近 1 年間のデータ(当該データがない場合には現在所有の同区分の車両の 1 か月間の燃費データ(既存のもので可)を年間換算したデータ)も記載すること。)

- (10) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し(コピー) なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの)。または直近の年度の事業実績報告書(第4号様式)の写し(コピー) なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの)
- (11) 補助金精算払請求書(様式第7) 尚、本事業において初めて登録する口座(振込口座を変更した場合を含む)では、振込不能を避けるため、通帳コピー(振込口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義<漢字・フリガナ>)を添付ください。
- (12) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。補助金がリース料金に反映されていること。原契約書+補助金が反映された覚書でも可)
- (13) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できること)
- (14) 共同事業者名簿(規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。)

※一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。

※機構は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

9. 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業審査基準(概要)

(1) 審査基準の策定、取扱い等

補助金交付先の採択に関しては、外部有識者等により構成する審査基準作成委員会において、審査項目等を定めて、これにより総合的に審査を行います。

審査は、提出された書類について必要な書類が添付されており、審査項目を満たすもので、応募申請に必要な記載内容がすべて記載されている書類のみについて審査を行います。

申請に必要な添付書類のないもの、要件を満たしていない書類については、審査対象外として不採択としますので、申請書の作成時・提出時には注意してください。

なお、審査結果については、審査終了後応募申請者宛てに通知いたします。

(2) 審査項目、基準概要

申請は、以下の審査項目等について審査を行います。

ア 補助対象事業者

中小企業基本法に規定される中小企業に該当すること

(審査項目の例)

- ・貨物自動車運送事業報告書、事業概況報告書、または事業実績報告書による中小企業該当のチェック

イ 補助対象車両

- ・2025年度燃費基準を達成した、車両総重量3.5t超の事業用ディーゼルトラックで、令和7年4月1日以降令和8年1月30日までに新車新規登録されたものをその対象とする。

(審査項目)

- ・自動車検査証記録事項の写しによる車両要件のチェック
- ・申請者と車両所有者(又は使用者)の同一性のチェック
- ・請求書、領収書等による購入実績等のチェック

ウ 補助要件

(i) 共通する要件

エコドライブの実施によるCO₂削減への取り組みを行うこと

(審査項目の例)

- ・エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書記載内容のチェック
- ・導入年度の燃費データ及び次年度1年間のデータを提出し、CO₂削減結果を報告すること

(ii) 使用過程車の廃止を伴う場合の要件(廃車要件)

① 初度登録年度が平成25年度(平成26年3月31日)以前の事業用トラックを対象とする

② 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用したもの

③ 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効(有効期間内)であるもの

(審査項目の例)

- ・確実に廃車されていることの確認(自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(引取工程に済が記載されているものにて確認)
 - ・直近の走行データによる一定の走行実績のあるもの確認(登録事項等証明書(現在記録)、燃費改善及びCO₂排出削減量の算定書にて確認)
- (普通車(1ナンバー): 3,000km、小型車(4ナンバー): 3,000km、特種車(8ナンバー): 5,000km)

10. 申請先

一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 宛
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル6階

11. 交付決定及び額の確定通知

審査基準作成委員会で定める審査基準(CO₂削減への取り組み姿勢、エコドライブの実施に基づく燃費改善等)に基づき申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に文書で通知します。

12. 事業報告書の提出

補助事業者は、新車新規登録日以降の四半期ごとにその年度の3月末までの期間、また、その翌年度については、半期(6か月)ごとに月別の走行距離・燃料消費量・燃費データを提出し、年度終了後30日以内に様式第7事業報告書(別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書を添えて(申請時に取り組みが完了している場合は不要))を機構へ提出してください。

※月別の燃費データの提出にあたっては、機構のホームページに掲載の書式を参考に報告要件を確認してください。

1 3. 注意事項

- (1) 補助対象となる車両は事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）です。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）は補助対象ではありません。
- (2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (3) 申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- (4) 補助金を受けて購入した車両は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

その間に売却・合併等で所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくことになります。

※処分制限期間 最大積載量 2 トン超：4 年、最大積載量 2 トン以下：3 年

1 4. その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

（本件に関する問い合わせ先）

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業

電話：03-5341-4577 F A X：03-5341-4578

E-M a i l：hojokin@levo.or.jp

(別表)

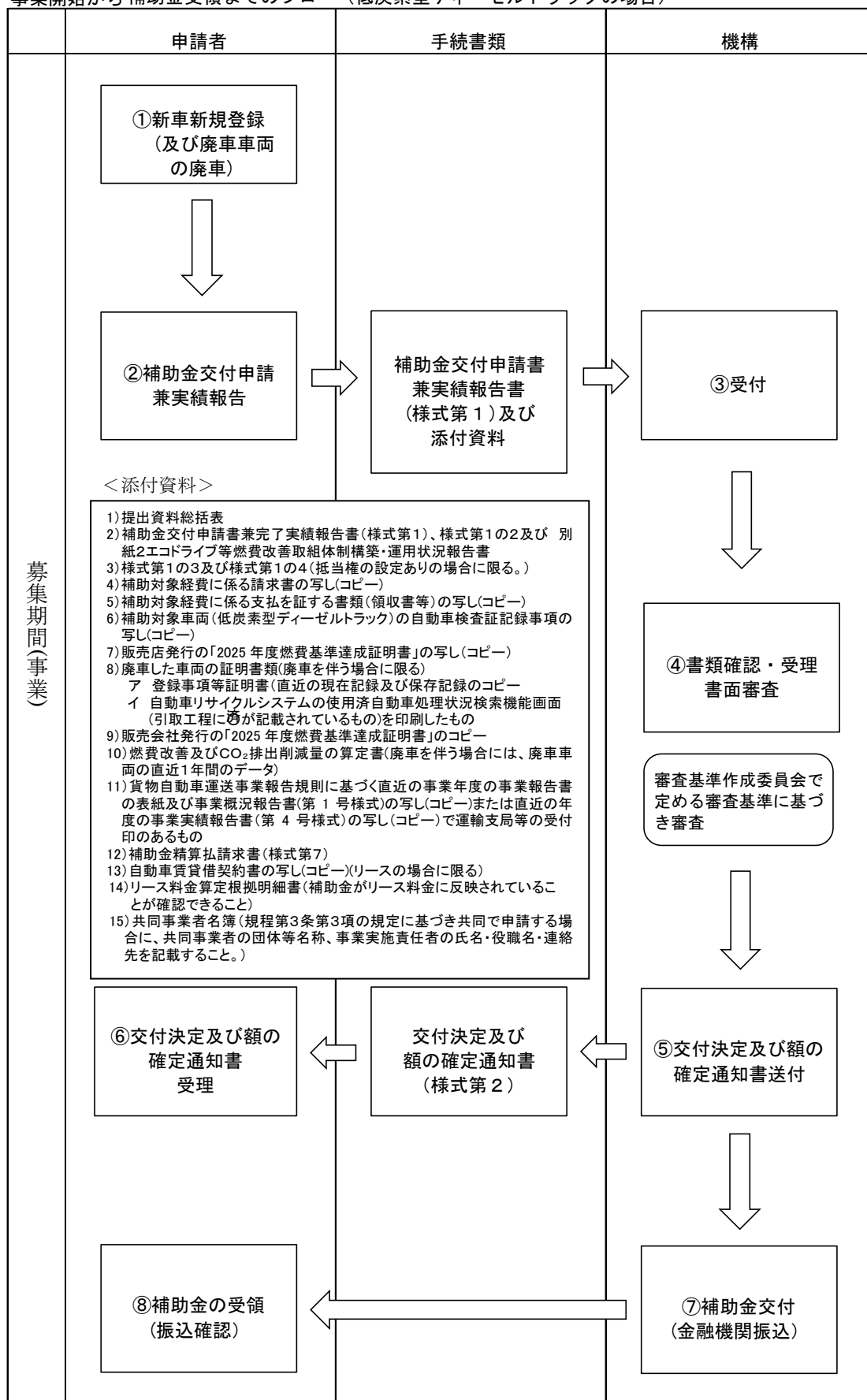
低炭素型ディーゼルトラックの型式一覧

2025 年度燃費基準達成車で、下表記載の型式であるもの。ただし、ハイブリッド車は除く

区分	低炭素型ディーゼルトラック											
	【小型】(3.5 トン超 7.5 トン以下)				【中型】(7.5 トン超 12 トン以下)				【大型】(12 トン超)			
	いすゞ	UDトラック	日産	マツダ	いすゞ	UDトラック	日産	マツダ	いすゞ	UDトラック	三菱	VOLVO
型式	NJR	BJR	APR※	LJR	FRR※	BRR※	AKR※	LKR※	FTR	BVR	FP	4S2T
	NKR※	BKR※	AJR	LKR※	FRS	BSR	APR※	LPR※	FTS	BTR	FS8	5S2T
	NLR	BLR	AKR※	LLR	FSR	BRS			FVR	BTS	FU8	5S4T
	NMR	BMR	ALR	LMR	FSS	BSS			CVR	CD	FV	
	NNR	BNR	AMR	LNR	NKR※	BKR※			CXE	CG	FY8	
	NPR※	BPR※	ANR	LPR※	NPR※	BPR※			CXG	CV		
	FRR※	BRR※							CXM	CW		
									CXY	CX		
									CXZ	GK		
									CYE	GW		
									CYG	BXM		
									CYH	BYM		
									CYJ	BYL		
									CYL	BXZ		
									CYM	BYZ		
									CYY	BYY		
									CYZ	BYH		
									EK	BYJ		
									EW			
									SG			
									SW			

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5 トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあっては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・上記車型であっても、燃費基準を達成していないものもあるので、補助対象であることを事前に販売店に確認願います。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります。

事業開始から補助金受領までのフロー（低炭素型ディーゼルトラックの場合）



「燃費テーブル」

※導入車両の「燃費改善及びCO₂排出削減量の算定書」に記載する「2025 年度燃費基準値」は下表のとおり。

2025年度燃費基準値				
	区分	GVW 車両総重量 (t)	最大積載量 (t)	基準値 (km/ℓ)
トラック	小型	3.5t超～7.5t以下	～1.5t以下	13.45
			1.5t超～2 t 以下	11.93
			2t超～3t以下	10.59
			3t超～	9.91
	中型	7.5t超～8t以下		8.39
		8t超～10t以下		7.46
		10t超～12t以下		7.44
	大型	12t超～14t以下		6.42
		14t超～16t以下		5.89
		16t超～20t以下		4.88
		20t超～		4.42
トラクタ	大型	～20t以下		3.11
		20t超～		2.32

※小型の標準架装の最大積載量は販売店にご確認ください。